

「ガス安全高度化計画2030」の中間評価 及び見直しの方向性について

2025年12月3日

経済産業省 産業保安・安全グループ ガス安全室

目次

1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について
2. ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
3. 実行計画の主な取組状況
4. ガス安全高度化計画2030見直しの方向性

- 
- 1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について**
 2. ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
 3. 実行計画の主な取組状況
 4. ガス安全高度化計画2030見直しの方向性

1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について

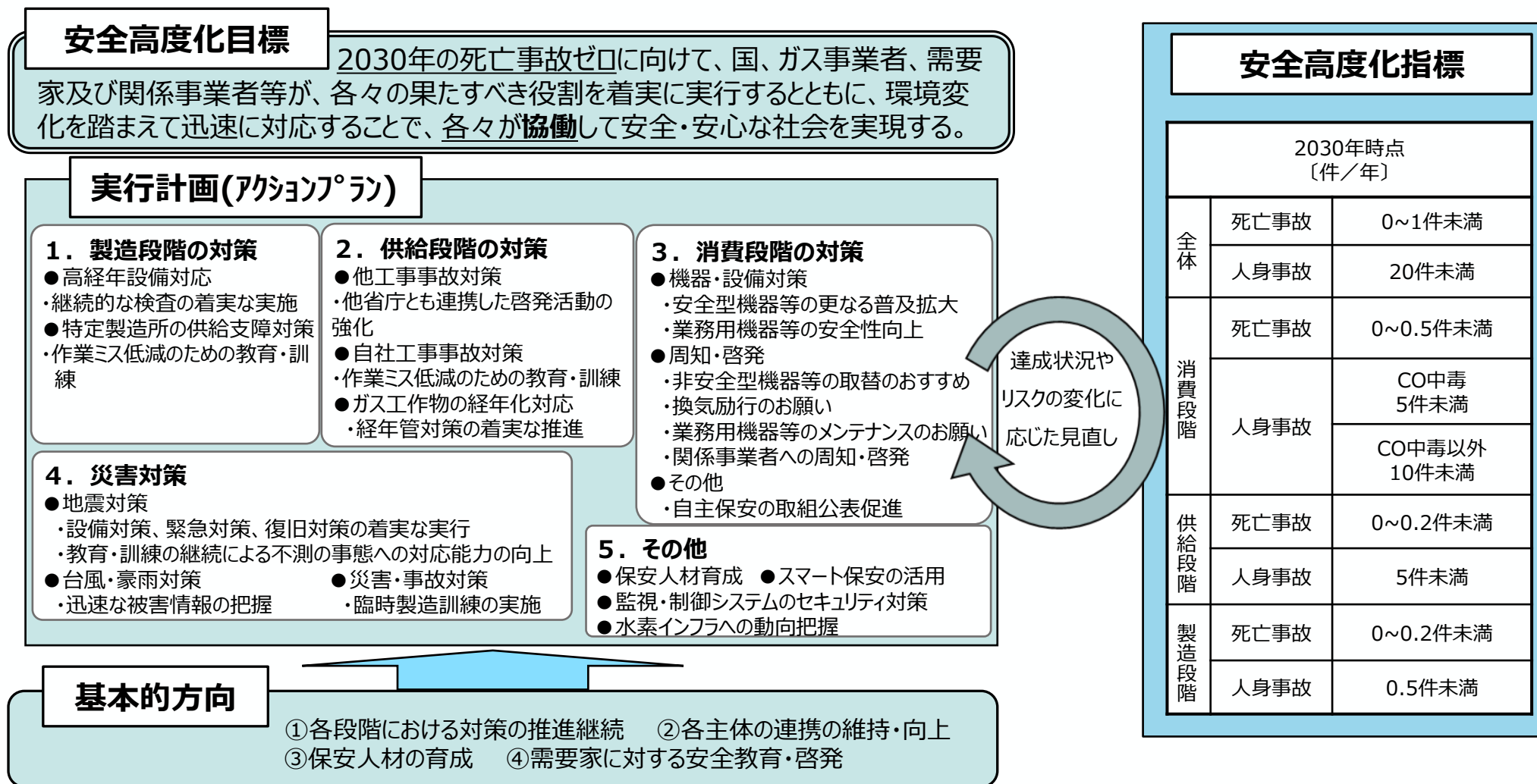
ガス安全高度化計画2030においては、そのフォローアップについて、以下のとおり記載。

- 毎年度、ガス安全小委員会において、安全高度化指標の達成状況を評価する。
- 必要に応じて実行計画の内容を見直す。
 - ・単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、過去5年の平均をとるなど複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。
 - ・リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。
- 大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で検討を行い、その結果を踏まえて計画を変更する。
- 目標年次である2030年に、計画の全面的な検証と評価を行う。

目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する。（2026年に実施）
- スマート保安の取組については、スマート保安官民協議会のもと設置されたガス安全部会において随時対応していく。

(参考) ガス安全高度化計画2030について

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した。



1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について

- ・ ガス安全高度化計画2030は、過去の事故分析に基づく保安対策の評価、並びに計画策定時（2021年）における今後の社会環境の変化や想定リスクを考察し策定。
- ・ よって、計画策定時からの状況変化や事故の発生状況（安全高度化指標との比較）を踏まえて中間評価を行う。
- ・ なお、中間評価等に係る今後のスケジュールとしては、以下のとおり。

○ 第32回ガス安全小委員会（2025年12月3日）【今回】

- ・ ガス安全高度化計画2030の中間評価、及びそれを踏まえた同計画の見直しの方向性について議論

○ 第33回ガス安全小委員会（2026年3月を予定）

- ・ ガス安全高度化計画2030の改定案について議論

○ ガス安全高度化計画2030の改定（2026年4月頃を予定）

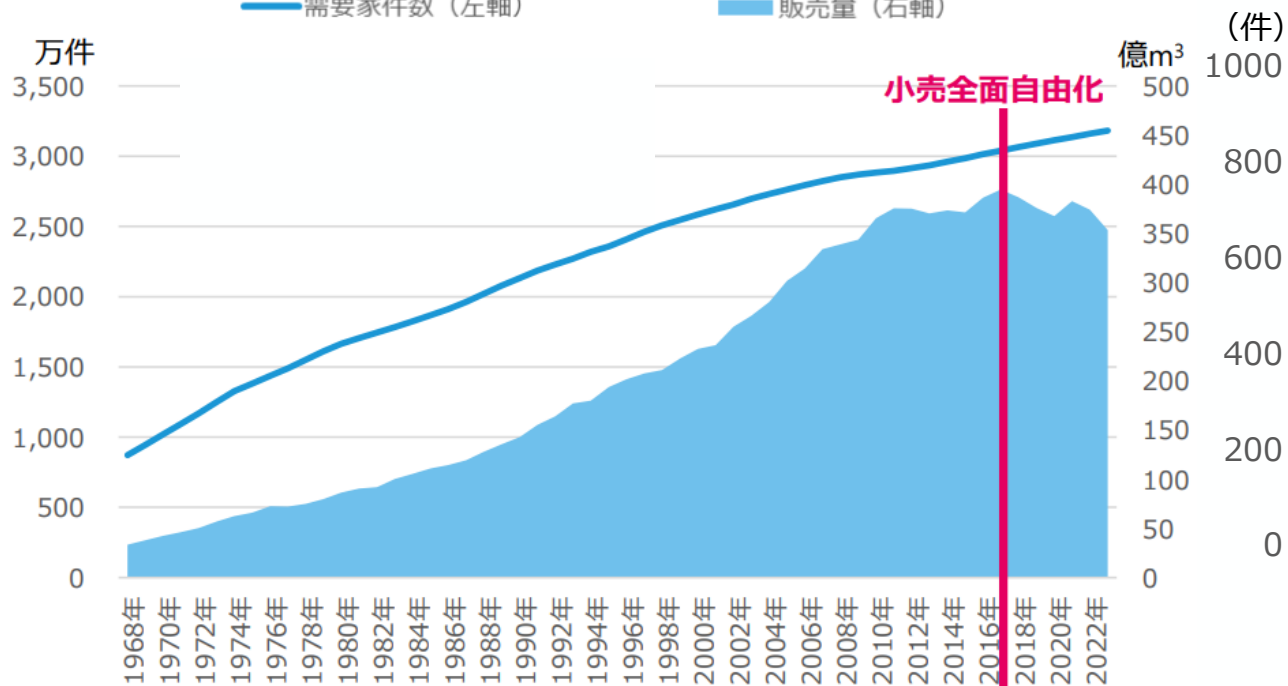
- 
1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について
 - 2. ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について**
 3. 実行計画の主な取組状況
 4. ガス安全高度化計画2030見直しの方向性

2. (1) ガス事業法に係るガス事故全体の推移①

都市ガスの需要家件数は増加傾向。ガス事業法に係るガス事故件数は2000年代から増加したものの、近年は減少傾向。（以下、本資料における「ガス事故」とは、ガス事業法に係る事故を指す。）

都市ガス需要家件数・販売量の推移

— 需要家件数（左軸） — 販売量（右軸）



出典：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第3回ガス事業環境整備ワーキンググループ 資料3より抜粋

1975年以降のガス事故発生状況

■ 製造段階 ■ 供給段階 ■ 消費段階



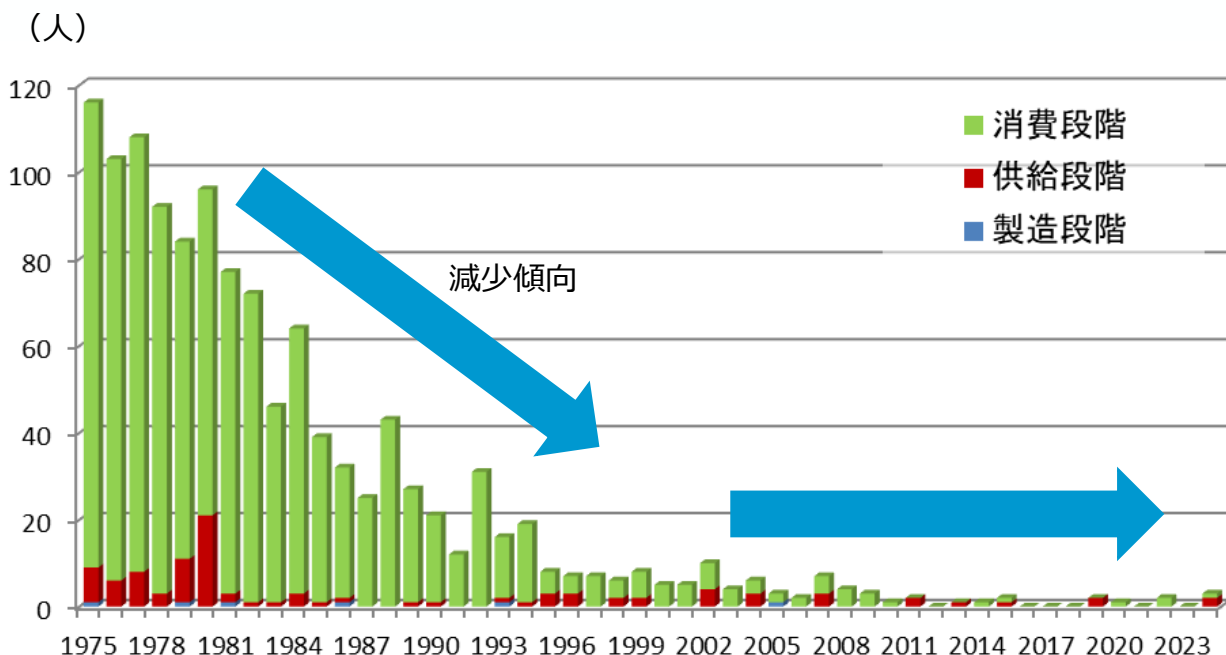
※ 1：2013年は、FF式レンジフード型給湯器のケーシング変形に関連し、当該機器メーカー等が積極的に点検・部品交換を行った過程により同事象が多く発見されたことにより、事故報告件数が増加（事故原因は当該機器のガス開閉弁の故障（経年劣化）により機器内に滞留した未燃ガスへの異常着火によるものと推定）

※ 2：2023年から供給段階の事故における報告対象を変更したことにより、供給段階での事故報告件数が減少

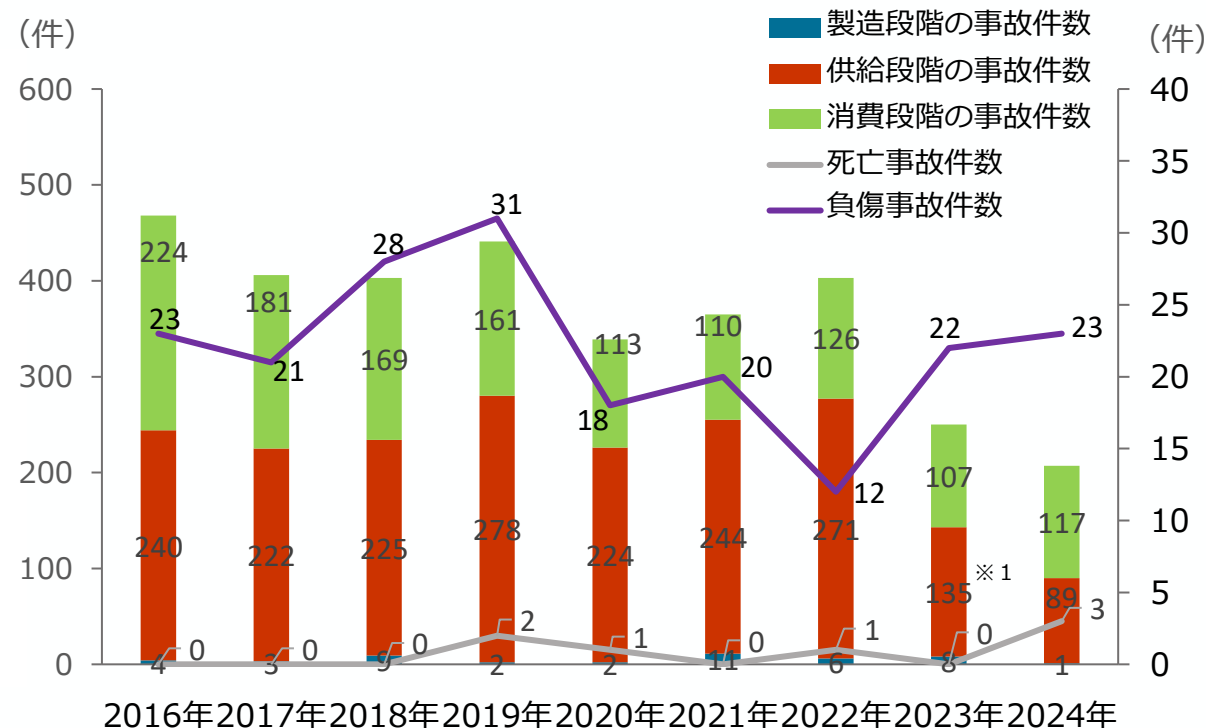
2. (1) ガス事業法に係るガス事故全体の推移②

ガス事故による死亡者数は1975年以降減少し、近年は0人から3人程度で推移。（各段階の事故件数の分析は後段のスライド参照）

1975年以降のガス事故死亡者数の推移



近年の各段階事故件数と死亡・人身事故件数の推移



ガス安全高度化計画※2期間
(2011-2020年)

ガス安全高度化計画2030期間
(2021-2024年)

[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

※1：2023年から供給段階の事故における報告対象を変更したことにより、供給段階での事故報告件数が減少

※2：「ガス安全高度化計画」は、都市ガスの保安を巡る情勢の変化等を踏まえ、2011-2020年を見据えた総合的なガスの保安対策として2011年5月に策定された計画

2. (2) 安全高度化指標との比較

- ガス安全高度化計画2030実施期間中の事故発生状況と安全高度化指標との比較は以下のとおり。
- 供給段階については、安全高度化指標と比較してやや開きがある状況。

		過去の事故発生状況		安全高度化指標 〔2030年時点/年〕	2024年 事故発生状況	安全高度化計画2030 実施期間中における 事故発生状況(注3)	安全高度化指標 との比較
		〔2010年時点/年(注1)〕	〔2020年時点/年(注2)〕				
全体	死亡事故	3.6件	0.6件	0～1件未満	3件	1件	指標に近づきつつある
	人身事故	42.6件	24.6件	20件未満	21件	18.25件	指標を下回る
消費段階	死亡事故	2.8件	0.2件	0～0.5件未満	1件	0.5件	指標に近づきつつある
	人身事故	排ガスCO中毒事故 13.6件	排ガスCO中毒事故 4.2件	排ガスCO中毒事故 5件未満	排ガスCO中毒事故 4件	2.5件	指標を下回る
		排ガスCO中毒事故以外 15.4件	排ガスCO中毒事故以外 9.2件	排ガスCO中毒事故以外 10件未満	排ガスCO中毒事故以外 8件	7.25件	指標を下回る
供給段階	死亡事故	0.6件	0.4件	0～0.2件未満	2件	0.5件	やや指標と開きあり
	人身事故	12.8件	11.0件	5件未満	9件	8.5件	やや指標と開きあり
製造段階	死亡事故	0.2件	0件	0～0.2件未満	0件	0件	指標を下回る
	人身事故	0.8件	0.2件	0.5件未満	0件	0件	指標を下回る

※事故は、ガス事故のうち負傷者・中毒者を出した事故をいい、本計画内では人身事故は死亡事故を除く。また、自殺は除く。数値は事故の発生を許容するものではない。本数字は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて変更が生じる可能性がある。

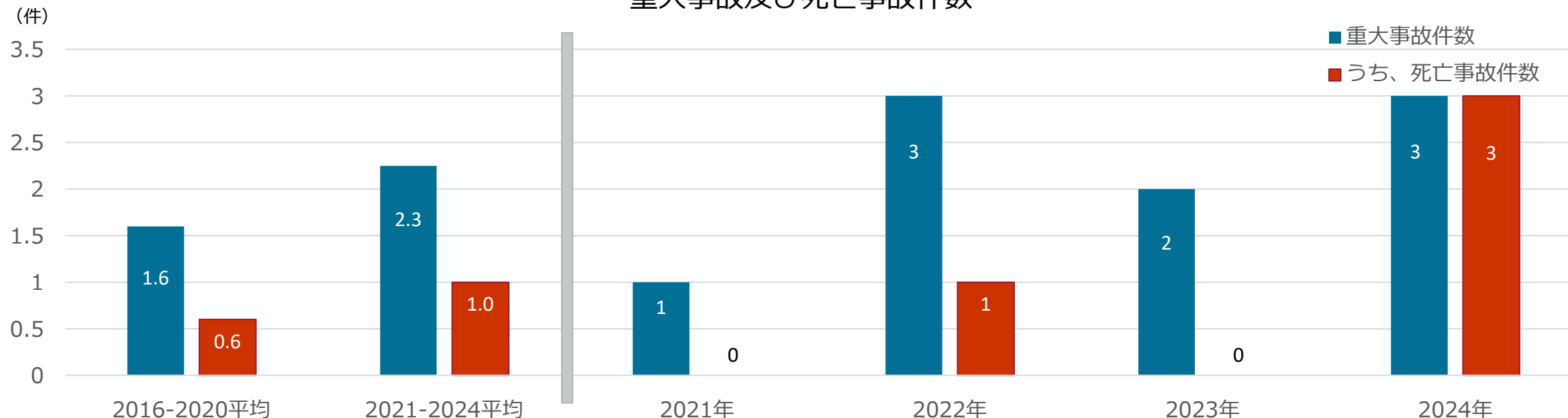
注1：2005年～2009年の5年の事故件数平均値（2010年時点） 注2：2016年～2020年の5年の事故件数平均値（2020年時点） 注3：2021年～2024年の4年の事故件数平均値

2. (3) ガス事業法における重大事故について

ガス事業法における重大事故（B級事故以上）は、ガス安全高度化計画2030期間（2021から2024年）に9件発生。うち死亡事故は4件発生。

※A級事故は発生無し。

重大事故及び死亡事故件数



<備考>

・ A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

【供給支障関連】①時間断面で50万戸以上の供給支障、②東京23区内のみで時間断面で25万戸以上の供給支障

【人身事故その他関連】①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。

・ B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

【供給支障関連】①時間断面で5000戸以上の供給支障

【人身事故その他関連】①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの

※2020年6月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きい（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

2. （４）死亡事故について①

2022年3月17日 京都府木津川市の共同住宅にて爆発事故（死亡2名、負傷1名）

共同住宅において、爆発火災事故が発生し、3名が死傷した。実況見分の結果、最初の爆発は都市ガスのガス漏れによる爆発が発生し、さらにカセットボンベも当該住宅にあったことから、カセットボンベの爆発を含めて複数回爆発が発生したものと推定される。（消防見解）

原因は、建屋内の損傷が激しく不明であるが、消費機器の状態及びマイコンメーターに異常は認められず同室内から著しく損傷したソフトコード（迅速継ぎ手※あり）が発見されていることから、何らかの要因でソフトコードが外れかけた状態でガスコンセントのヒューズ機能（過流出安全機構）が動作しない範囲でガスが漏れ続け、ガスが滞留し、何らかの火花等で着火・爆発に至ったものと推定される。（事業者推定）

なお、当該需要家にガス警報器は設置されていなかった。また、事業者による消費機器の調査・周知はそれぞれ2020年11月、2021年3月に実施済であった。

事業者は再発防止策として以下を実施

- ・ガス臭いと感じたときの措置、連絡に関する内容の周知
- ・ガス・一酸化炭素（CO）警報器に関する説明
- ・接続具の確実な取り付け方や、正しい接続に関する内容の周知
- ・取扱説明書をお読み頂き、安全上のご注意に関する内容を確認頂く



損傷したソフトコード（迅速継ぎ手あり）

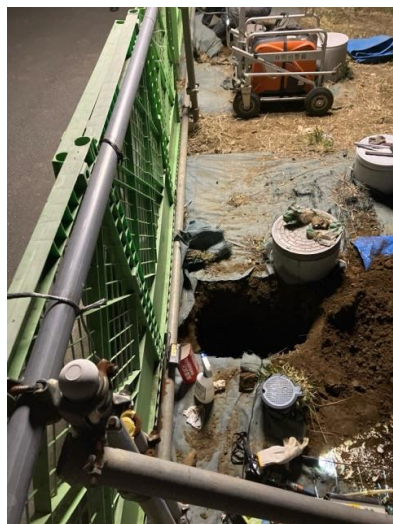
※：迅速継ぎ手とは、ガス栓や機器とガスコードなどをワンタッチで安全に接続・取り外しできる継ぎ手のこと。

2. (4) 死亡事故について② (1 / 2)

2024年1月18日 神奈川県横浜市の宅地用敷地内の灯外内管工事中の酸素欠乏事故（死亡1名）

宅地用敷地内（更地）に先行埋設していた灯外内管の地境切断工事において、作業員が自ら掘削した穴（深さ約80cm、幅約55cm、奥行約45cm）に上半身を入れて作業を行っていたが、ガス遮断を行わないままにガス管の切断を行ったことから、生ガスが噴出し、ガス管切断後の作業途中で酸欠状態になって意識を失い、死亡に至ったと推定される（事業者推定）。

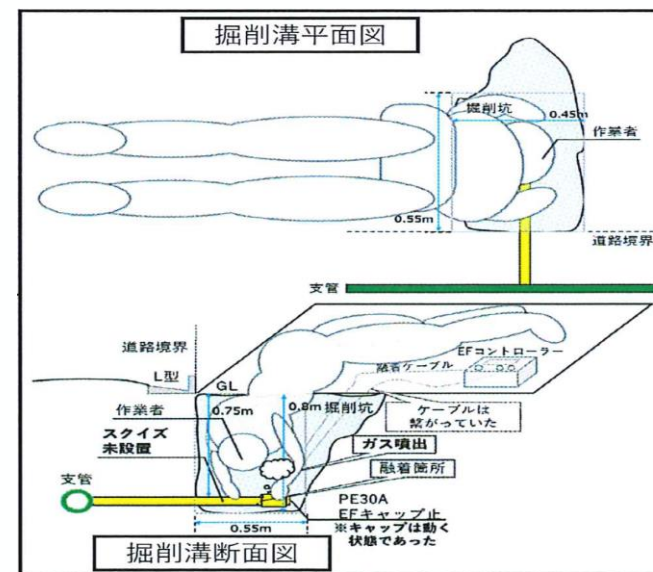
工事場所には現場作業責任者と2名で赴いていたが、現場作業責任者は工事依頼者との打合せのため、当該事故時、作業場所から離れた場所におり、作業場所に戻った現場作業責任者が作業員が動かない状態で反応しなかったため、穴から引き出し、蘇生措置の後、救急搬送したが死亡が確認されたもの。なお、ポケットガス検知器は現場作業責任者が携帯していたため、作業場所にはない状態であった。



地境切断掘削口 外観



地境切断掘削口 地境切断箇所



2. (4) 死亡事故について② (2 / 2)

ガス事業者に対して、安全第一主義をより一層徹底し、リスクのある作業において、当該リスクが十分に考慮され、実効性のある対応となっているか再点検し、工事作業要領・基準等の内容、安全管理体制の適切性の再確認、従業者に対する安全教育の徹底など、厳に類似事故の再発防止を図る観点から注意喚起を実施（2024年3月7日）

1. ガス事業者は、工事作業要領・基準等の内容、実施されている安全確認手法の内容が、ガス管の切断等のガス漏出等の可能性のある作業において、ガスの遮断、現場作業責任者の立会い監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮された適切なものとされていること。
2. 作業の外注において、安全確保、作業品質を確保するために必要な法令、保安規程、工事作業要領・基準等が要求事項として整備され、その遵守が担保されていること。
3. ガス事業者は、上記 1、2 を踏まえ、工事における安全管理を適切に実施すること。
4. ガス事業者は、埋設管工事に係る従業者に対して、事故事例、上記 1、2 を踏まえた安全対応の確実な実施に関して、再度、教育を行い、徹底すること。

圖書事業

20240307保地第1号
合扣6年3上7日

一般社団法人 日本ガス協会 会長 誌

経済産業省産業保安グループが安全宝典

ガス工作物の自衛工事における事故（既述欠乏事故）の防止について
（注：原典・英語）

令和6年1月1日現在、大阪府内におけるガス管の点検は約7割に達しており、酸欠ガスによるものやガス漏れによる火災・ガスが原因とする事故は発生し、大阪府内では、ガス事故21名、火災が1名が発生する事故が過去2年に発生している。しかし、ガス漏れが原因で、市民保護で事故21名が発生する事故が減少している。(2024)

今日の事態は、地震被害に事柄にともなう強烈な不安の中に罪を人知れず作業を行っていたが、ガス配管の穴を行わないままガス管の切断作業を行ったことにより、生ガスが漏出し、数人死亡により被害されたものと考えられる。

また、当該作業は、戸建作業により行われており、現場作業責任者が作業終了から退場する際に発生しました。

この度の事故を防止し今後の事故の発生防止を図るため、貴校会におかれましては、各事業等において、安全・衛生・労働安全に関する一層徹底した、リスクの分析が実施され、事故防止に努められたい。大物の搬送のあり方などについて事故が再発しないよう、作業要領・手順書の改善、関係作業員の適切な指導の徹底、関係者に対する安全教育の徹底など万全の対策が講じられたい。周知していただくことなど下記事項を徹底されるよう求めます。

12

1. ガス事業とは、工事作業規則・基準等の内容、実施されている安全監理手続の内容が、ガス管の切替等のガス配出等の可能性のある作業に對して、ガスの性質、現状の設備責任者の安全監視下での実施等、酸素欠乏に対する安全措置が十分に考慮さ

似たようなものとされていること。

2. 作業の外出において、安全靴、作業服を着用するに必要は法令、保安規則、
1. 日本労働安全衛生法第57条第1項第2号に基づき、その規定が定められていること

2. 責任者には、上記1. 2の指示を、工事における安全管理を遂行する責任者へ

4. 及び事業では、施設等二事業を従事者に対して、事故事例、上記1、2を踏まえた安全対策の徹底を徹底に期して、出席、教育を行い、徹底すること。

2. (4) 死亡事故について③ (1 / 2)

2024年6月29日 新潟県西蒲原郡弥彦村の特定中規模建物（公共施設）にて爆発事故
（死亡1名、重傷1名、軽傷2名）

公共施設内での建物改修工事（空調設備、トイレ等改修工事）（他工事）において、爆発事故が発生し、当該建物の一部が損壊するとともに作業員1名が死亡した他、重傷1名、軽傷2名の被害が発生した。

当該工事に伴う床下ピット内の各種配管撤去作業において、通ガス中の灯内内管の誤切断があったことが確認されているが、原因については警察及び消防にて捜査継続中。

（注）本事故は、現時点での調査結果に基づきB級事故としているが、調査の進展を受けて今後変更が生じる可能性がある。



切断されたと思われるガス管



床下ピット内

2. （4）死亡事故について③（2／2）

ガス事業者に対して、他工事管理をより一層徹底し、他工事管理が実効性のある対応となっているかを再点検し、他工事対応要領、手順等の内容、適切性の再確認、他工事担当者に対する適切な対応の徹底など所要の対応の強化に努めるよう注意喚起・要請を実施（2024年8月26日）

1. ガス事業者における業務として、他工事業者に対する工事の着手前のガス事業者への照会実施等に係る周知啓発が適切に行われていることを確認し、徹底すること。
2. 他工事における誤切断等防止のための注意喚起として、需要家敷地内外のガス工作物について、ガス管等であることを明示する標示等について努めること。
3. ガス事業者の他工事対応要領、手順等の内容として、日常の業務機会を含め他工事情報が適切に把握、管理されるものとされていること。また、内管の敷設・設置情報等が他工事業者に確実に展開され、また、必要な保安措置を適切に講じるものとされていることを確認し、必要により改善を図ること。
4. ガス事業者は、上記 1 ～ 3 を踏まえ、他工事管理が適切に実施されるよう、他工事関係者に再度、教育を行い、徹底すること。

経 営 部

2024年8月26日 第4551号
令和6年8月26日

般社団法人日本ガス協会 会長 へ

経済産業省産業課・安全グループガス安全室長

ガス工種別の他工事における事故の防止について
(再点検と要請)

令和6年8月26日、南関東ガス連合会管内の建物配管工事（築造後、ライン改修工事）に伴う管内のガス配管破損（配管）に起因して、過剰な圧力によりガス管が破裂し、直撃した、結果として発生した事故が発生しました。現場ではガス管が破裂し、ガスが漏れ出たことにより、事故の原因が明らかになりました。また、内管の敷設・設置情報等が他工事業者に確実に展開され、また、必要な保安措置を適切に講じるものとされていることを確認し、必要により改善を図ること。

4. ガス事業者は、上記 1 ～ 3 を踏まえ、他工事管理が適切に実施されるよう、他工事関係者に再度、教育を行い、徹底すること。

2. (4) 死亡事故について④

2024年12月18日 広島県広島市の一般住宅にて爆発・火災事故（死亡1名）

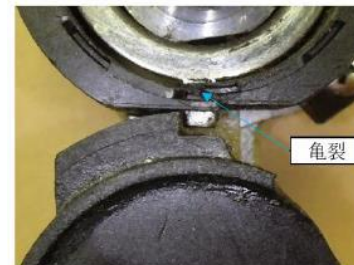
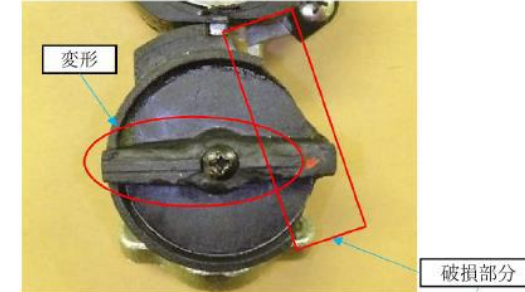
一般住宅において爆発火災事故が発生し、家屋の一部が損壊・焼損するとともに1名が死亡した。

消防が行った聞き取りによれば、ファンヒーター起動後に一時退室し戻ったところ、ガスコードが外れていてガス臭がしたため、ガス栓にガスコードを再接続し、窓を開けて換気した後に再起動したところ、着火爆発したとのこと。

ガス事業者による調査の結果、ファンヒーターをガス栓に接続した状態での気密試験ではガス漏れのないことが確認された。しかし、本来ガスコードが接続されていないと開閉しない機構のガス栓が、当該機構が破損していたためガスコードが接続されていなくても開閉する状態であった。さらに、ガスコードが正しく接続されていなかったことによりガス（使用ガス種：LPG）が漏えい・滞留し、着火爆発したものと推定される。（事業者推定）



ガス栓及びガスコード



ガス栓の変形部分

2. (4) 死亡事故について（まとめ）

- ・消費段階の死亡事故が2件、供給段階の死亡事故が2件発生。
- ・当省としては、当該事故に対する原因の究明、再発防止策の検討及び対策の実施を指示。
- ・事業者においては、再発防止策の検討及び対策を行い、必要に応じアクションプランへの反映を行っていくことが重要。

①消費段階の事故

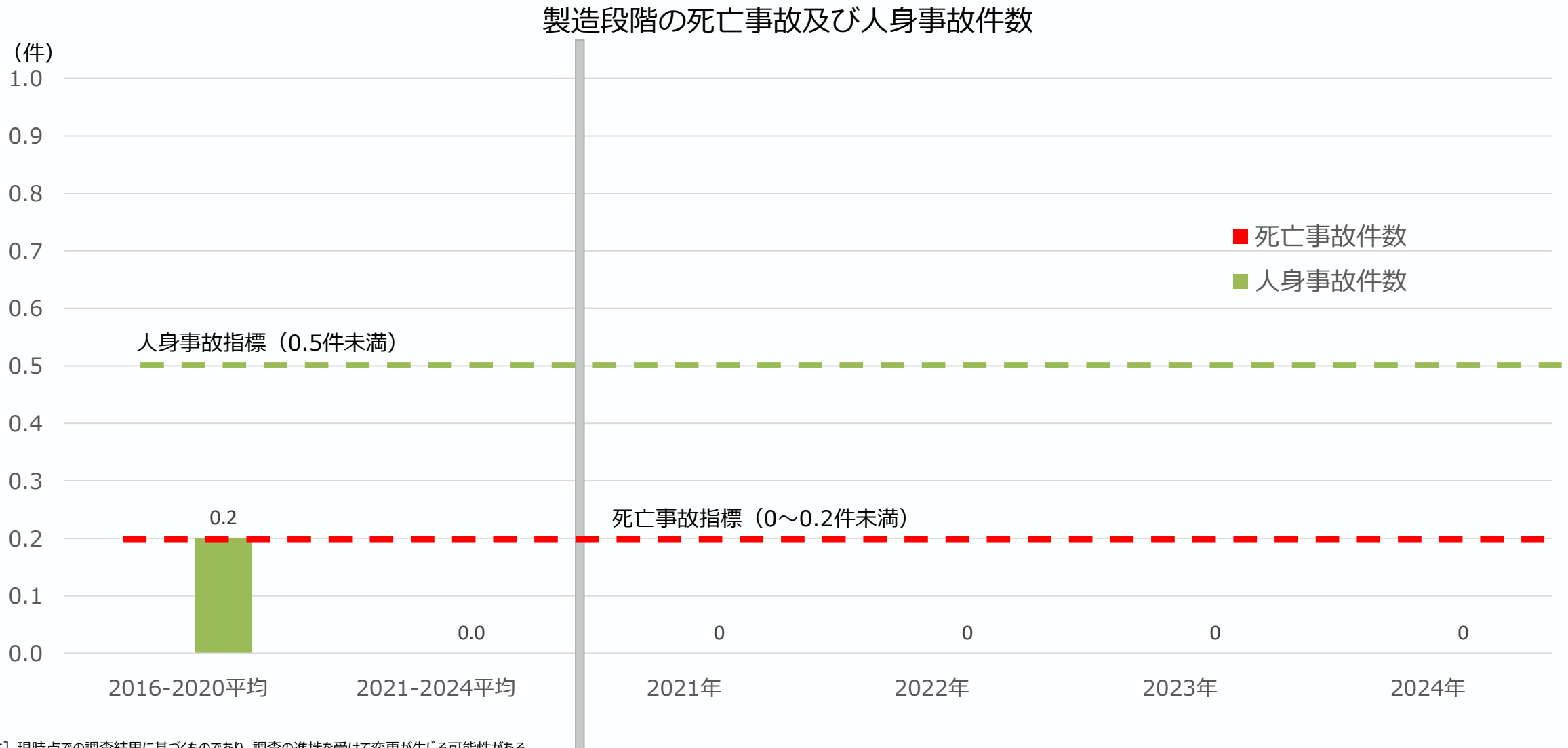
- ・需要家のガス機器の取扱い状況が不明な部分が多いため、原因究明が困難な部分がある。
- ・引き続き消費者への安全なガス機器の使用に関する周知やガス警報器の普及に関する周知に取り組む必要がある。

②供給段階の事故

- ・自社工事事故については、作業内容の見直し、安全な工法の例示の周知、更なる安全教育の実施などを行い、事業者のより一層の安全文化の醸成が必要。
- ・他工事事故については、原因は特定されていないものの、ガス管の誤切断が行われたものであるため、よりわかりやすいガス管の標示対策の強化が必要。さらなる他工事事業者への周知活動を実施していく必要がある。

2. (5) 製造段階の事故について

2021から2024年の人身事故及び死亡事故件数はいずれもゼロであり、いずれも指標を下回る。

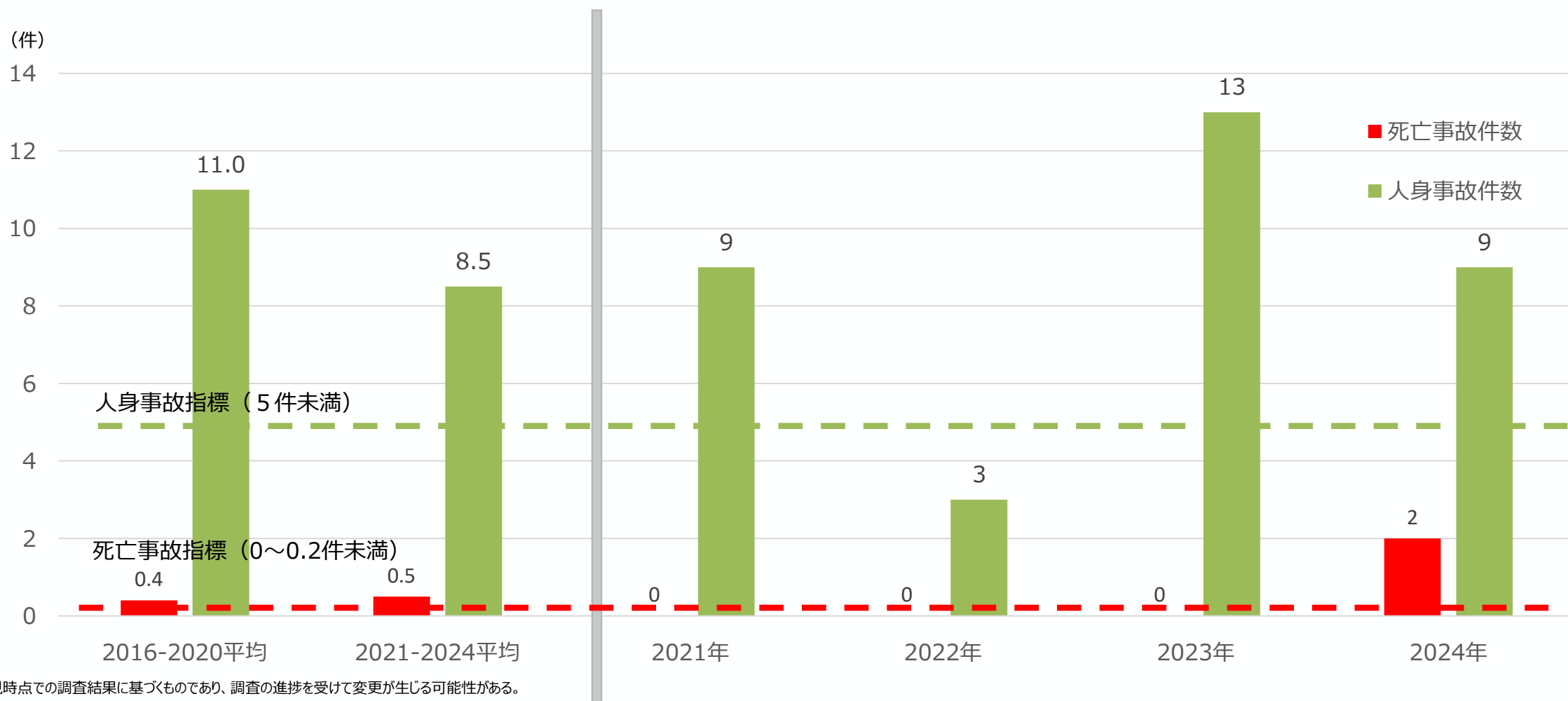


[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

2. (6) 供給段階の事故について

2021から2024年の人身事故件数は年平均8.5件、死亡事故件数は年平均0.5件であり、いずれもやや指標と開きがある。

供給段階の死亡事故及び人身事故件数

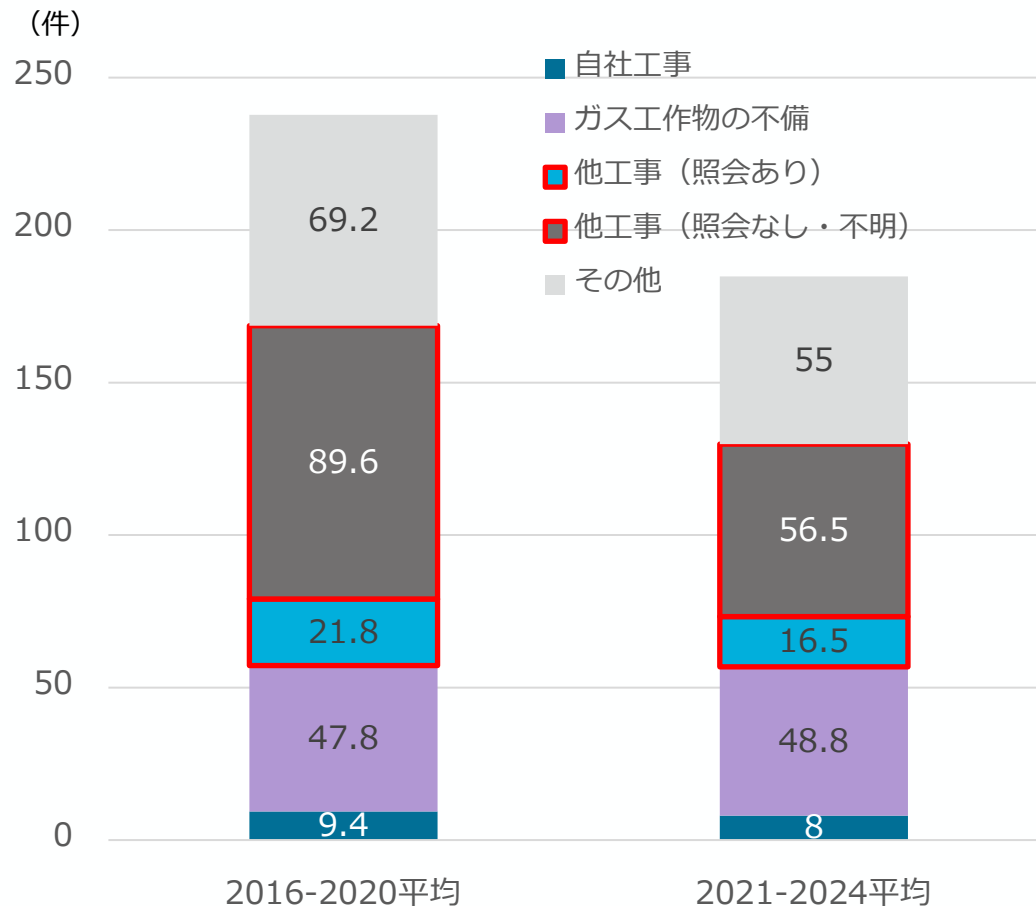


[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

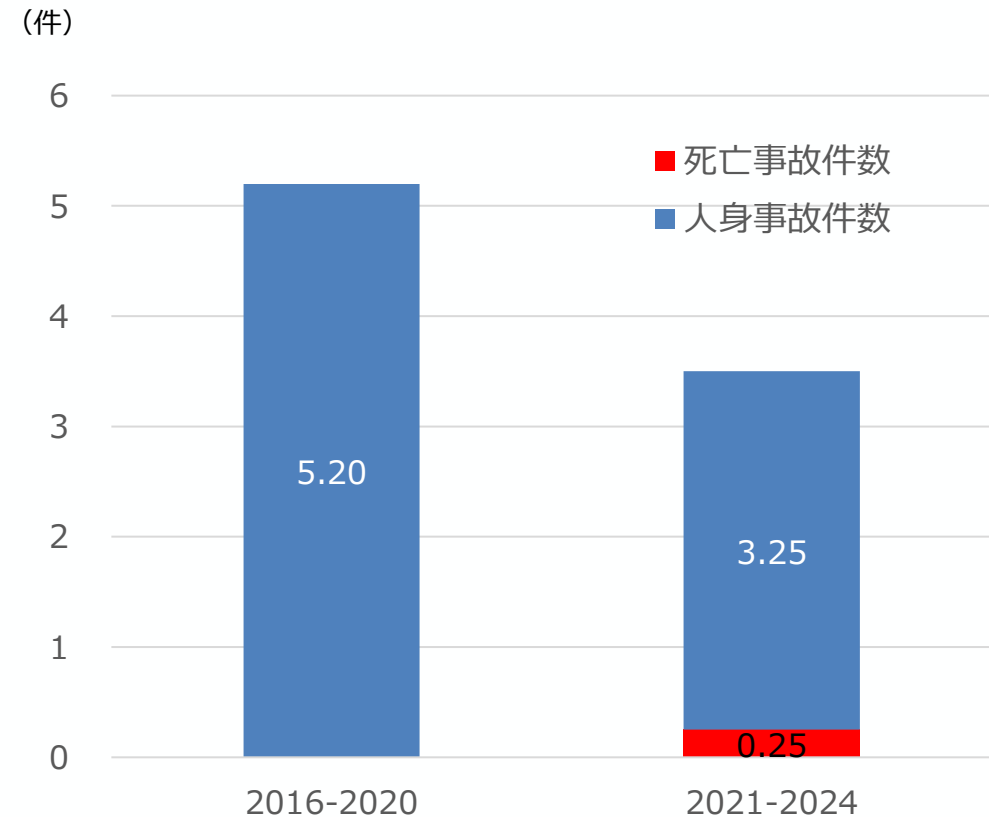
2. (7) 供給段階における発生箇所別の事故件数について

- ・ 他工事による2021から2024年平均の人身事故件数は2016から2020年平均と比較して減少。
- ・ 供給段階における事故は他工事によるものが全体の約4割を占めている。

供給段階の発生箇所別事故件数の比較



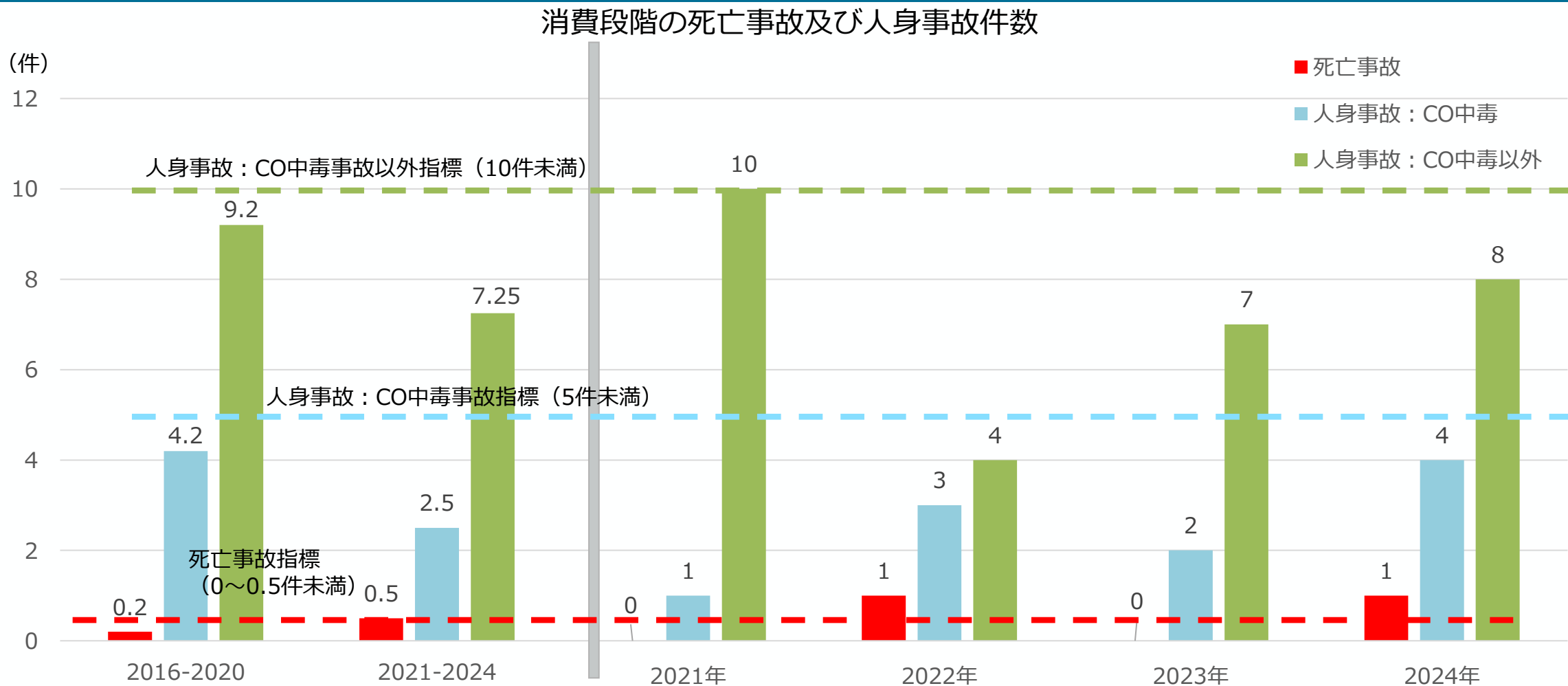
他工事事故による死亡事故・人身事故件数の比較



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

2. (8) 消費段階の事故について

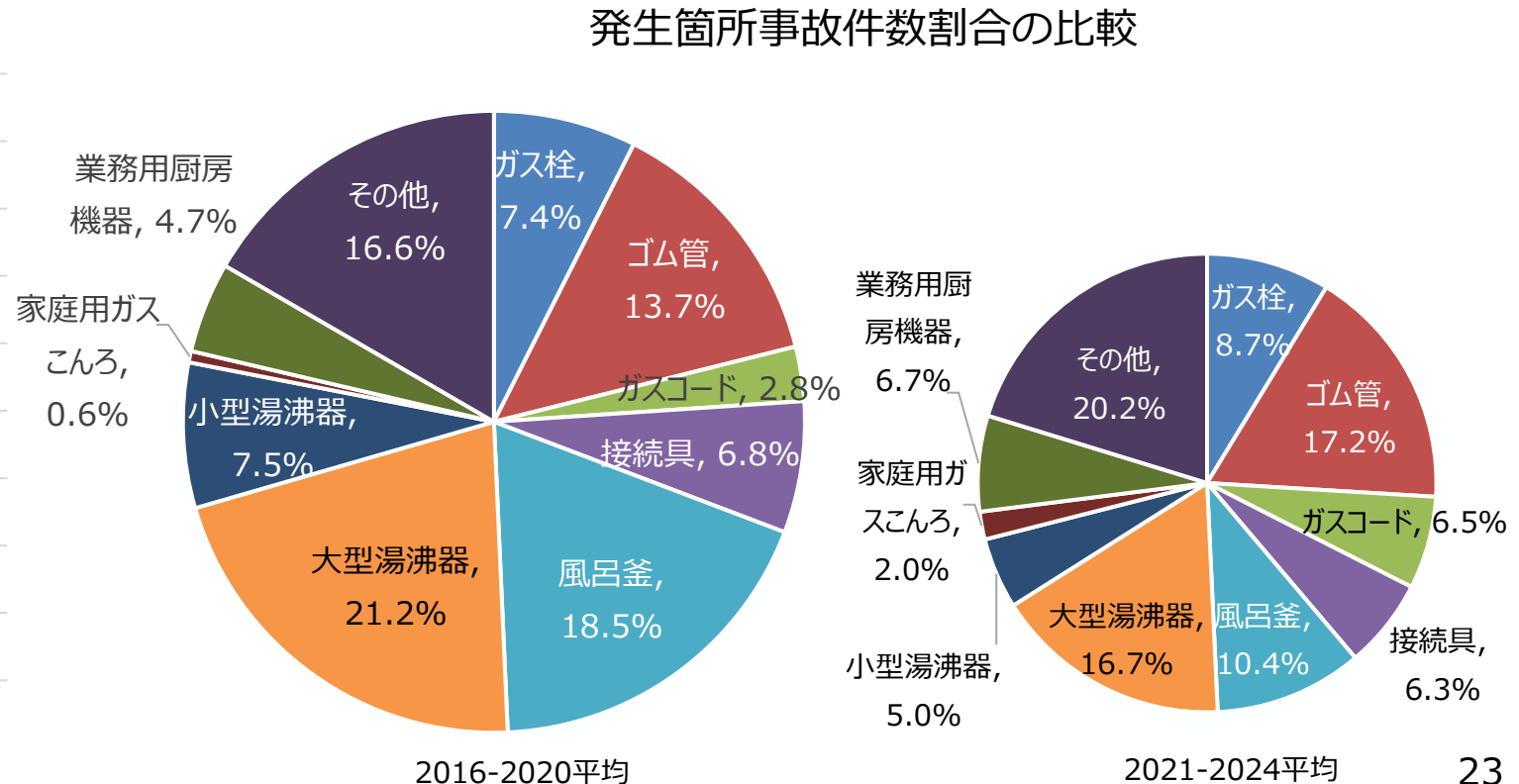
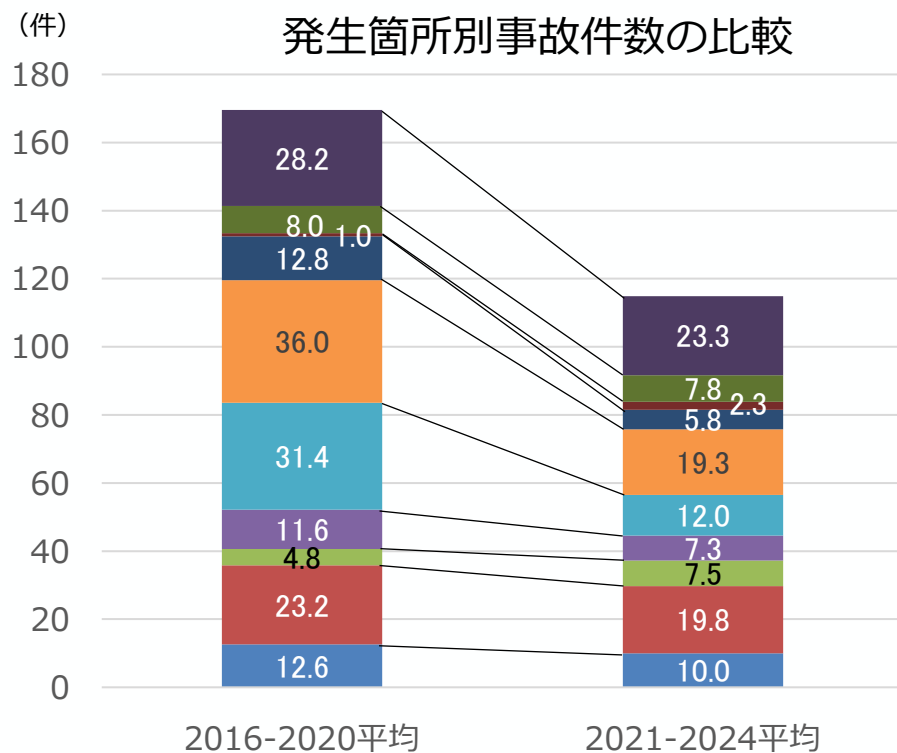
- 2021から2024年の人身事故件数のうち、CO中毒事故は年平均2.5件、CO中毒事故以外の事故は年平均7.25件で、いずれも指標を下回る。
- 2021から2024年の死亡事故は年平均0.5件であり、指標に近づきつつある。



[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

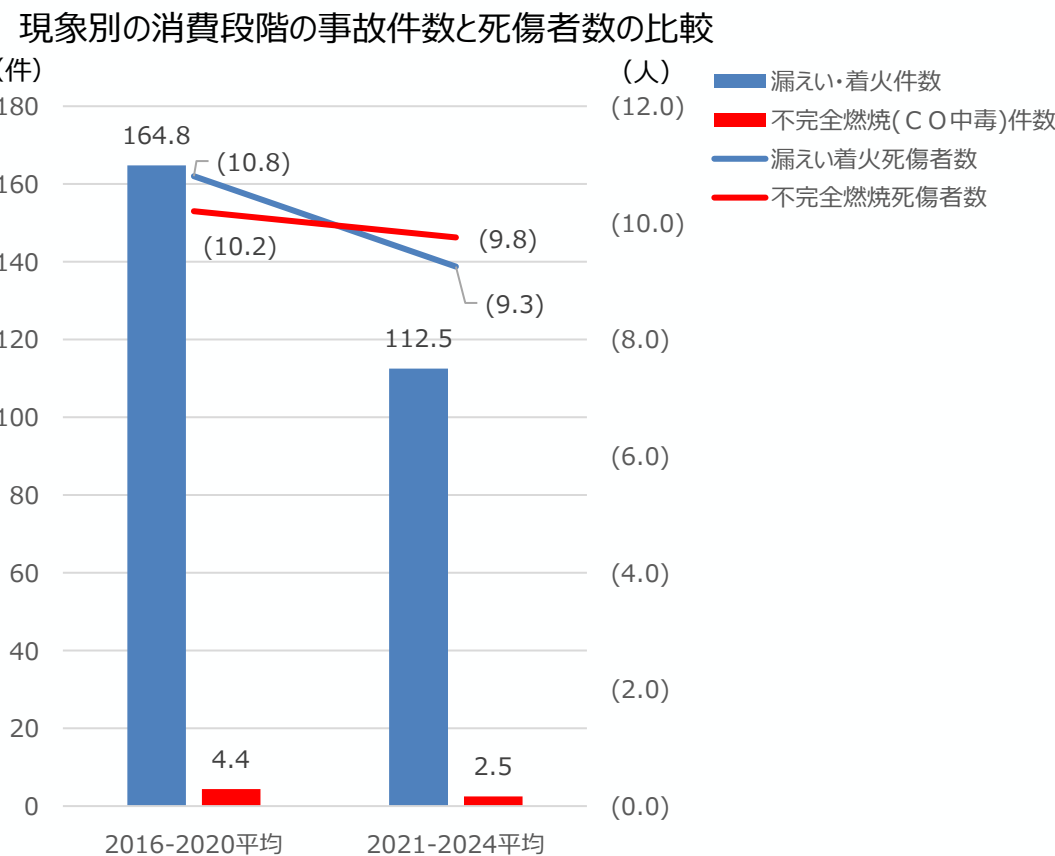
2. (9) 発生箇所別の消費段階の事故について

- 2006年のガス瞬間湯沸器のCO中毒事故を踏まえた技術基準の見直しや業界として2011年4月以降にガス機器メーカーが生産する風呂釜に安全機能の搭載を義務付けたことなどにより給湯器、風呂釜の事故発生件数は減少。
- 普及促進活動により機器の交換が進んだことで、給湯器・風呂釜の事故発生件数は減少。
- 引き続き消費段階の事故削減には、安全機器・設備の更なる普及拡大、非安全型機器・経年設備の取替の周知・啓発が重要。



2. （10）現象別の消費段階の事故件数と死傷者数について

- 「漏えい・着火」と「不完全燃焼」を比較すると、事故件数としては「漏えい・着火」が多いが、事故1件当たりの死傷者数としては「不完全燃焼」の方が多い。
- このため、事故件数としては少ないものの不完全燃焼によるCO中毒事故防止の取組を継続することは、死傷者数低減の観点から重要。



現象別消費段階事故の件数、死傷者数、1件当たりの死傷者数

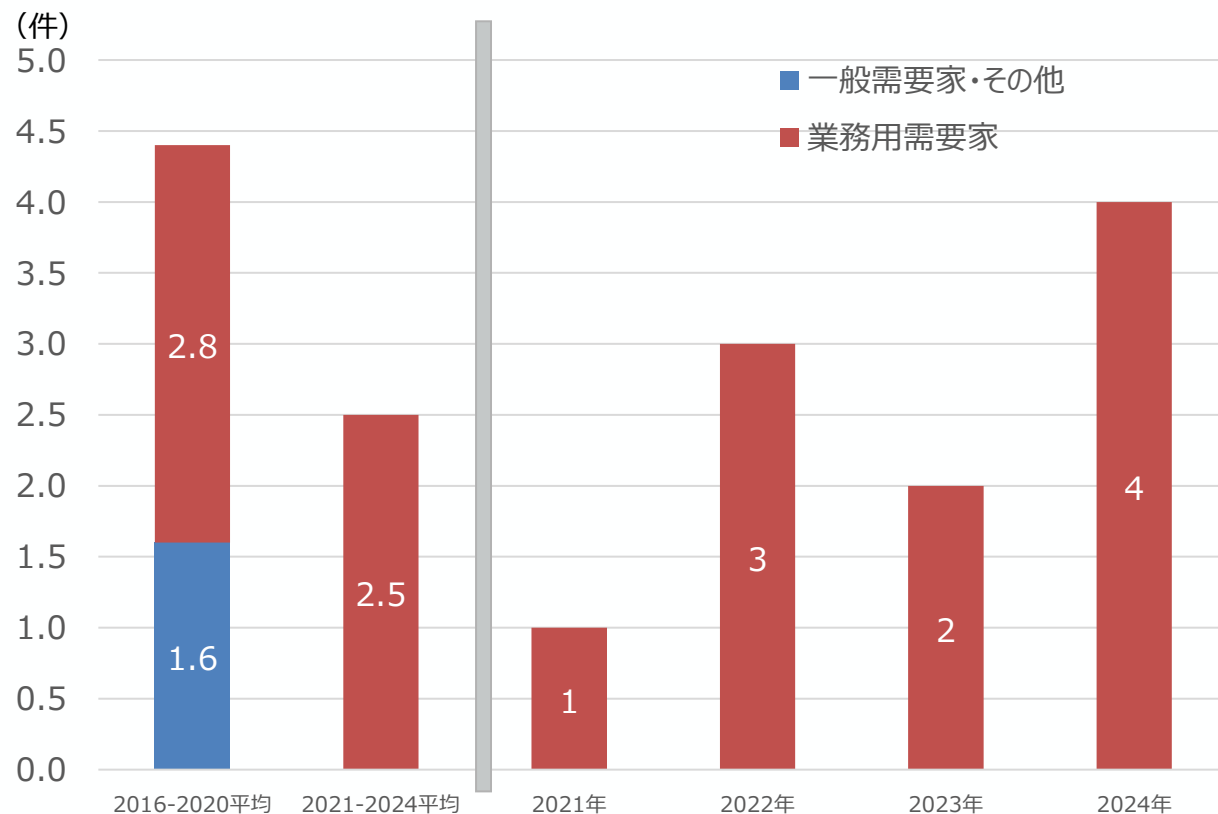
		2016-2020 年平均	2021-2024 年平均	2021年	2022年	2023年	2024年
漏えい・着火	事故件数	164.8	112.5	109	123	105	113
	死傷者数	10.8	9.3	12	7	8	10
	1件当たりの死傷者数	0.07	0.08	0.11	0.06	0.08	0.09
不完全燃焼	事故件数	4.4	2.5	1	3	2	4
	死傷者数	10.2	9.8	3	16	11	9
	1件当たりの死傷者数	2.32	3.90	3.00	5.33	5.50	2.25

[注] 現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

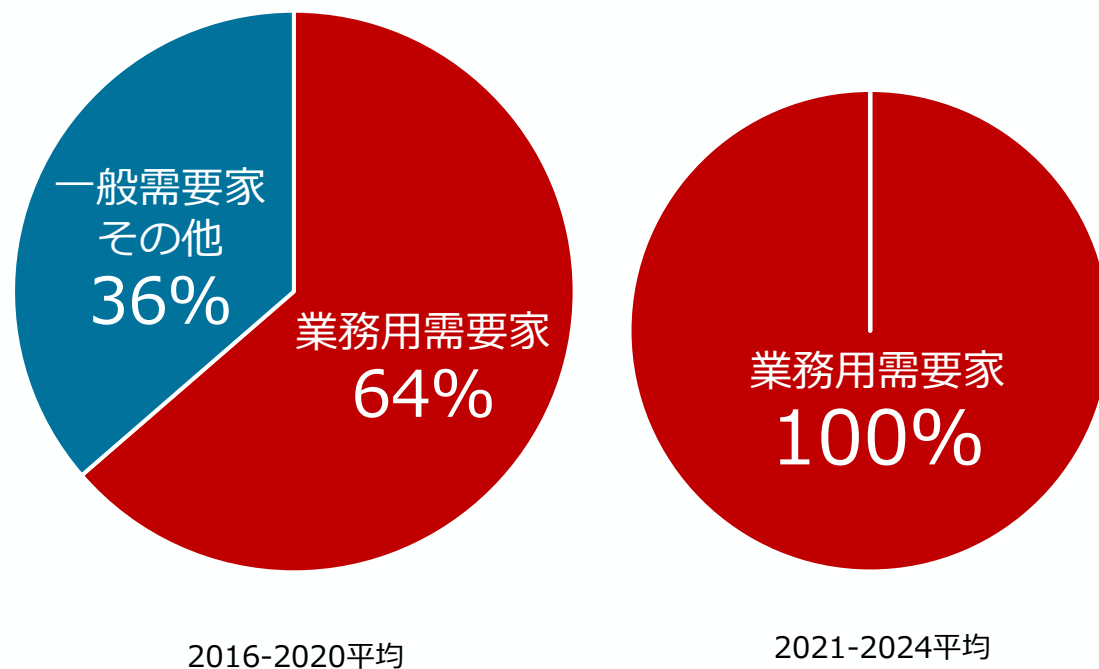
2. (11) 需要家の属性別のCO中毒事故について

- 2021から2024年には一般需要家の事故は発生しておらず、業務用需要家で発生。
- このため、CO中毒事故減少には業務用需要家の換気の周知及び警報器設置の推進に重点的に取り組むことが重要。

需要家の属性別のCO中毒事故件数



需要家の属性別のCO中毒事故件数（割合）



〔注〕現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進捗を受けて変更が生じる可能性がある。

(参考) CO中毒事故事例 (B級事故) について

2022年8月23日 静岡県浜松市の工場内食堂の業務用厨房にてCO中毒事故 (負症11名)

- 工場内の社員食堂用厨房内にある洗浄室付近で業務用食器洗浄機の利用者等14名が、CO中毒の疑いで病院へ搬送され、うち11名が軽度のCO中毒と判定された。
- 原因は、給排気設備を稼働させず業務用食器洗浄機を利用したため、軽度のCO中毒となったもの (警察及び消防見解)。
- なお、業務用換気警報器は設置されていなかった。

2023年5月27日 福岡県福岡市の病院内食堂の業務用厨房にてCO中毒事故 (負症9名)

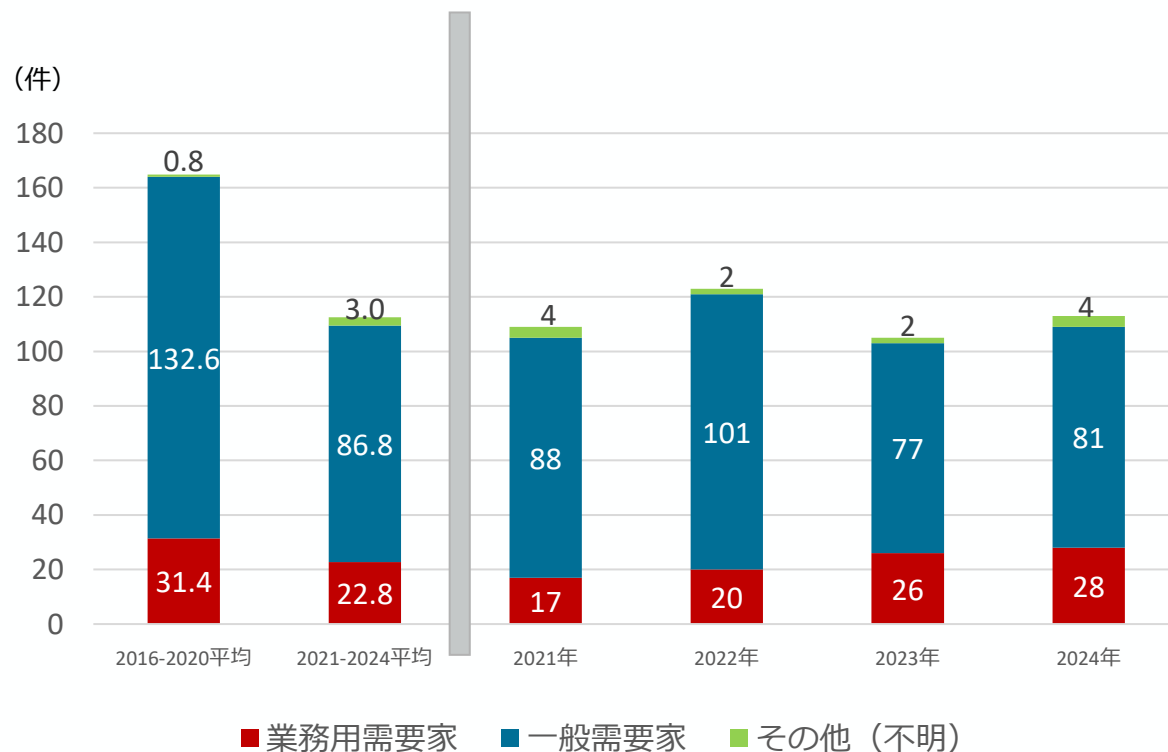
- 病院内の栄養管理室の洗浄機室 (厨房) 内にある洗浄室で業務用食器洗浄機にて作業を行っていた4名が意識朦朧となり、また、洗浄機室周辺にいた5名も体調不良を訴え、計9名が病院に搬送され、全員がCO中毒と判定された。
- 原因は、業務用食器洗浄機の排気部に汚れ等が付着していたことによる排気不良により高濃度のCOが発生していたことに加え、電源切替え工事により、動力電源の開閉器が落とされ、排気ファンが一定時間停止した状況で業務用食器洗浄機を利用していたため、COが洗浄室内に滞留したものと推定される。(事業者推定)
- なお、洗浄室に業務用換気警報器が設置されていたが、当時は取り外されて室外に放置されていた。



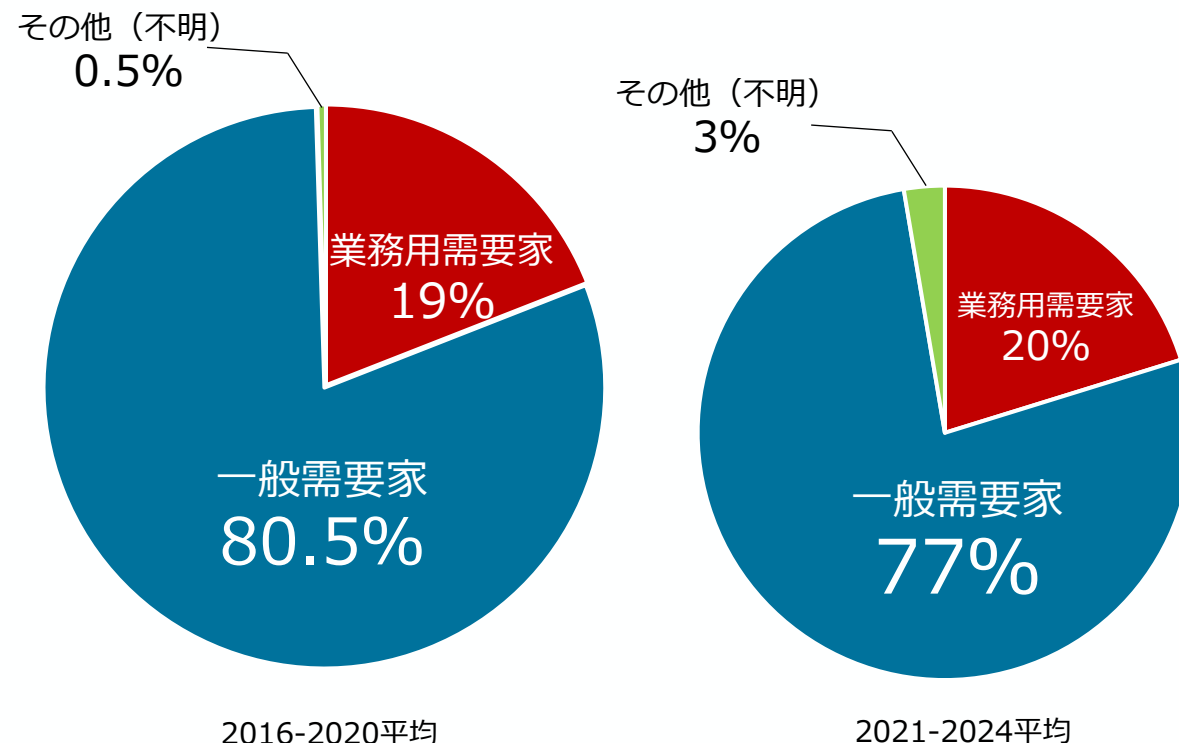
(参考) 需要家の属性別の漏えい・着火事故件数

- 2021から2024年には全漏えい・着火事故の内、約 8 割が一般需要家、約 2 割が業務用需要家で発生。
- 一般需要家を含めた需要家への安全なガス機器の使用に関する周知、ガス警報器の普及に関して継続的に周知に取り組む必要がある。

需要家の属性別の漏えい・着火事故件数



需要家の属性別の漏えい・着火事故件数 (割合)



- 
1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について
 2. ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
 - 3. 実行計画の主な取組状況**
 4. ガス安全高度化計画2030見直しの方向性

3. 国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（1/4）

供給段階アクションプラン

No	対象	具体的な実施項目	実施した取組
3	共通対策	・ 他工事事故防止対策等に係る他省庁との連携	・ 国交省、厚労省に対し、他工事事故防止のため工事前のガス事業者への照会・工事の際の立会い等の協力要請を実施
4		・ 他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）	・ 建設リサイクル法や道路交通法等に基づく許可申請受付窓口において他工事事故防止の周知を依頼
7		・ 他インフラ事業者等との連携	・ 「デジタルライフライン全国総合整備計画」や「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の提言等を踏まえインフラDX化等の取組を推進
21	本支管対策	・ 他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化	・ 国交省へ規制合理化要望に関する働きかけを実施

消費段階アクションプラン

No	対象	具体的な実施項目	実施した取組
28	安全型機器・設備の更なる普及拡大	・ 高齢化社会への対応を含めた全需要家に対する安全技術の追求の検討	・ 非安全型機器の撲滅に向け、利用者に理解と協力を求める広報、注意喚起を実施
29	業務用機器・設備の安全性向上	・ CO中毒事故を防止するガス厨房安全システムの高度化検討	・ 「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」を毎年開催し関係省庁や関係団体と意見交換・協力要請を実施 ・ 経済産業省の2020年度委託事業において照明と換気扇の連動といった換気扇連動設備等に関する調査研究を実施
30		・ 業務用レンジ（オープン部）への立ち消え安全装置搭載普及促進検討	・ 経済産業省の2021年度委託事業において業務用ガス燃焼機器の安全性向上対策に係る調査研究を実施

3. 国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（2/4）

消費段階アクションプラン

No	対象	具体的な実施項目	実施した取組
32	家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	非安全型機器・経年設備の取替のすすめ	内閣府政府広報オンライン、経産省ウェブサイト等を通じて広報・注意喚起を実施
33		機器使用時の換気励行のお願い	29と同様。「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」を毎年開催し関係省庁や関係団体と意見交換・協力要請を実施 32と同様。内閣府政府広報オンライン、経産省ウェブサイト等を通じて広報・注意喚起を実施
34	業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い	
35		換気の励行のお願い	
36		警報器の設置のすすめ、警報器作動時の対応	
37	関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	（主に給排気設備の）設備設計・工事に関する指導	
38		（建物塗装養生時等の）注意事項に関する周知・啓発	
39	自主保安の取り組み公表促進	小売事業者の自主保安の取り組み公表	ガス小売事業者による自主保安*¹活動の取組状況をウェブサイトで公表

3. 国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（3/4）

災害対策アクションプラン

No	対象	具体的な実施項目	実施した取組
41	設備対策	他省庁と連携した、耐震化工事進捗向上に資する規制の合理化の検討	- 国交省へ規制合理化要望に関する働きかけを実施 - 外国人材活用のため技能実習制度をガス工事で活用するための業範囲の見直しを実施 - 規制水準を維持しつつ合理化を図るため事故定義の見直しを実施
42	緊急対策	地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施	- ガス防災支援システム（G-React）の運用を適切に行い、令和6年度に一般社団法人日本ガス協会に移管 - ブラインドによる初動対応の検証のための訓練等を実施
49	復旧対策	復旧作業の合理化検討	都市ガス災害対応・レジリエンス強化補助金を整備し、災害時の事業者間連携の円滑化や復旧作業等の迅速化を促進
51	共通	新たな知見の収集と対策への反映	南海トラフ巨大地震や首都直下地震に関する被害想定見直し等を受け耐性評価や対策の検討に着手
55	保安人材の育成	保安を担う国家資格制度の維持・改善	- ガス主任技術者試験・ガス消費機器設置工事監督者制度の継続 - 受験生、受講生の利便性を高めるため、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に係る再講習については2023年度からオンラインでの講習を、ガス主任技術者試験については2024年度からオンラインでの申請をそれぞれ開始
57	需要家に対する安全教育・啓発	ガスの取扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	32と同様。内閣府政府広報オンライン、経産省ウェブサイト等を通じて広報・注意喚起を実施
58	事故情報の活用・公開	事故分析の高度化に向けた改善	経済産業省の委託事業（事故発生原因分析等調査）を毎年度実施し事故事例の原因等の分析等を実施
59		情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	- 関係事業者への事故防止注意喚起・要請文書の発出 - 重大消費者事故発生時にはニュースリリースを実施

3. 国が主体で取り組むアクションプランの実施状況（概要）（4/4）

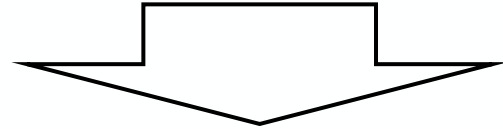
共通のアクションプラン

No	対象	具体的な実施項目	実施した取組
60	水素インフラの動向把握	水素インフラの今後の動向の把握	- 国内初のガス事業法を適用した水素供給事業（晴海水素供給）の状況について動向を把握 - 水素社会推進法の成立等により今後増加が見込まれる水素等の新たな技術について機動的に対応するため安全性等に関する審査を行った上で使用を認める制度（大臣特認制度）を創設。同制度に基づく申請案件等の調査審議のためガス技術審査WGを新たに設置
63	スマート保安の活用	スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進	- テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者について安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査を合理化する制度（認定高度保安実施事業者制度）を創設 - インフラメンテナンス大賞等、ガス分野のメンテナンスにおける優れた取組や技術開発を行う事業者を表彰しベストプラクティスとして広く紹介 - 省令・告示等で定める技術基準等に対して総点検を行いアナログ規制の見直しや圧力解析シミュレーション技術等を用いた測定による大臣指定点測定の省略を可能とする制度措置実施 - スマート保安実証支援事業を通じ産業保安分野における中堅・中小事業者等へのスマート保安技術の導入を促進するため、スマート保安技術の導入に対する支援を実施

1. ガス安全高度化計画2030の中間評価について
2. ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について
3. 実行計画の主な取組状況
- 4. ガス安全高度化計画2030見直しの方向性**

4. (1) 中間評価（まとめ）（案）

- ・ 事故件数全体としては、2021年から2024年の年平均は約300件で、2016年から2020年の年平均（約400件）と比較して減少。
- ・ また、需要家件数が増加傾向であることから、事故の発生率そのものも減少していると考察。
- ・ 加えて、死亡事故の2021年から2024年の年平均は1件、人身事故が年平均18.25件で、死亡事故は1件未満の安全高度化指標に近づきつつあり、人身事故は20件未満の安全高度化指標を下回っている。



- ・ ガス安全高度化計画2030に基づく これまでの取組は一定の有効性があったものと認められる。
- ・ 引き続き、同計画の安全高度化目標である2030年の死亡事故ゼロに向けて、これまでの取組を継続。
- ・ 加えて、死亡事故が発生した項目を中心に安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）の追加の必要性について検討。

4. (2) ガス安全高度化計画2030見直しの方向性について

- ・ ガス安全高度化計画2030策定時（2021年）において2030年までを見通して設定された「社会環境の変化と想定されるリスク」と、2025年時点の状況を比較すると以下のとおりで大きな変化はないことから、引き続きこれらを踏まえた取組を進めることとしてはどうか。

社会状況変化と想定リスク（2021年時点）

2030年までを見通し以下の社会環境の変化やリスクを想定。

① 担い手や需要家等の構造変化

（工事担い手不足や高齢者・外国人比率の増加、
新規参入事業者の増加による災害対応未経験者の増加等）

② ガスシステム改革による構造変化

（新規小売事業者の増加、導管部門分社化、連携意識の変化）

③ 新たなデジタル技術の導入に伴う変化

（スマートメーター、IoT、ビッグデータ、
AIなど新たなデジタル技術の導入に伴う変化）

④ 自然災害の多発化・激甚化

（地震等に伴う二次災害発生・供給停止期間の長期化）

2025年時点の状況

2025年時点の主な状況は以下のとおり。

① 担い手や需要家等の構造変化

- ・ 高齢化率（65歳以上人口割合）※¹：28.6%（2020年）⇒29.3%（2024年）
- ・ 外国人労働者総数※²：1,727千人（2021年）⇒2,303千人（2024年）

② ガスシステム改革による構造変化

- ・ ガス小売事業者数※³：236者（2017年）⇒267者（2021年）⇒280者（2024年）
- ・ 水素社会推進法の成立（2024年）
- ・ 第7次エネルギー基本計画閣議決定（2025年）
- ・ ガスシステム改革の検証開始（2025年）

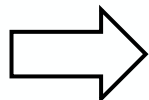
③ 新たなデジタル技術の導入に伴う変化

- ・ 認定高度保安実施事業者制度（2023年）及び大臣特認制度（2024年）の創設
- ・ スマートメーターの大手ガス会社の供給エリア全域への導入開始

④ 自然災害の多発化・激甚化

- ・ 災害時連携計画の制度化（2022年）
- ・ 南海トラフ巨大地震等の被害想定見直し（2025年）

※1：令和7年版 高齢社会白書（内閣府）より。 ※2：外国人雇用状況（令和6年10月末時点）（厚生労働省）より。
※3：第1回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 ガス事業環境整備ワーキンググループ資料5（資源エネルギー庁）より。



新たな状況変化も踏まえつつ、引き続き上記に沿った取組を継続

4. (3) アクションプランの見直しについて（供給段階）

- ・ 供給段階の事故件数の2021年から2024年の年平均は、2016年から2020年の年平均と比較して減少。
- ・ 同様に、死傷事故件数においても、2021年から2024年の年平均は9件で、2016年から2020年の年平均と比較して減少したが、2024年に死亡事故が2件発生（自社工事と他社工事で各1件）。
- ・ このことから、引き続き現行の取組（他工事事業者に対しての注意喚起、関係省庁等への要請）を継続しつつ、死亡事故の再発防止に向けた注意喚起等を踏まえた事業者における取組強化を図ることとしてはどうか。

(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画 (アクションプラン) (抜粋)

2. 供給段階のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■ 他工事事故対策		
○ 共通対策	・他工事事故対策等に係る他省庁との連携	国
	・他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）【新規】	国、事業者
	・ガス管照会サイトによる事前照会の促進【新規】	事業者
	・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者
	・他インフラ事業者等との連携【スマート保安】	国、事業者
○ 需要家敷地内対策	・動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大	事業者
○ 道路対策	・動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底	事業者
	・防護協定の締結	事業者
■ 自社工事事故対策		
○ 自社工事事故対策	・自社工事に係る教育の徹底	事業者
	・ノウハウ集等の作成による自社工事に係るベストプラクティスの共有	事業者
	・着火リスクを考慮した動画等による作業者教育の徹底【新規】	事業者
	・人身事故防止のための遵守事項徹底状況の確認【新規】	事業者
	・事故防止支援ツールの体系的な整理と有効なツールの活用・定着【新規】	事業者
	・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者
■ 経年管対策		
○ 本支管対策	・（要対策ねずみ鋳鉄管）個別事情により残存する路線に対し、優先順位付けに基づいた対策計画を策定し、対策を推進	事業者
	・（維持管理ねずみ鋳鉄管）対策実施に係る優先順位付けを行い、2025年度までに完了する計画で対策を進める	事業者
	・（腐食劣化対策管）「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づく優先順位付けを行い、維持管理対策を推進	事業者
	・技術開発成果の活用	事業者
	・他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化	国、事業者

4. (3) アクションプランの見直しについて（消費段階）

- ・ 消費段階の事故件数及び死傷事故件数ともに、2021年から2024年までの年平均は2016年から2020年までの年平均と比較して減少。
- ・ 他方、消費段階の死傷事故件数は全体の約半分を占め、安全高度化指標の達成には消費段階における事故件数の低減が必要不可欠。
- ・ また、2021年から2024年までのCO中毒事故は業務用需要家のみで発生。CO中毒事故はその発生に気づくことが遅れると被害が重篤化しやすく、業務用厨房で発生した場合には消費者や従業員なども含め、被害が大きくなるおそれがあるため、CO中毒事故防止への取組を継続することは、死傷者数低減の観点からも重要。
- ・ このことから、引き続き現行の取組の実施を継続しつつ、一般・業務用需要家への事故防止に向けた周知・啓発の取組強化（関係省庁や関係機関とも連携したSNSを活用した情報発信、情報の多言語化など）を図ることとしてはどうか。

(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画 (アクションプラン) (抜粋)

3. 消費段階のアクションプラン

	対 策	具体的な実施項目	実施主体
	■ 機器・設備対策		
25	○安全型機器・設備の更なる普及拡大	・安全型ガス機器 (S i センサー・コンロ等) の普及	事業者、製造者、需要家
26		・安全性の高いガス栓・接続具の普及	事業者、製造者、需要家
27		・警報器の普及	事業者、製造者、需要家
28		・高齢化社会への対応を含めた全需要家に対する安全技術の追求の検討【新規】【スマート保安】	国、事業者、製造者、需要家
29	○業務用機器・設備の安全性向上	・C O中毒事故を防止するガス厨房安全システムの高度化検討	国、事業者、製造者、需要家
30		・業務用レンジ (オープン部) への立ち消え安全装置搭載普及促進検討【新規】	国、事業者、製造者、需要家
31		・立ち消え安全装置搭載業務用厨房機器の普及	事業者、製造者、需要家
	■ 周知・啓発		
32	○家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・非安全型機器・経年設備の取替のすすめ	国、事業者
33		・機器使用時の換気励行のお願い	国、事業者
34	○業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い	国、事業者
35		・換気の励行のお願い	国、事業者
36	○関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	・警報器の設置のすすめ、警報器作動時の対応	国、事業者
37		・ (主に給排気設備の) 設備設計・工事に関する指導	国
38		・ (建物塗装養生時等の) 注意事項に関する周知・啓発	国、事業者
	■ その他		
39	○自主保安の取り組み公表促進	・小売事業者の自主保安の取り組み公表【新規】	国、事業者

(参考) 保安広報の促進—Xを活用したガス安全広報等—

2025年は、9～11月の「ガスと暮らしの安心」運動期間に、経済産業省としてガスの安全に係る広報活動を促進。新たに経済産業省Xアカウントを使い以下の情報を発信するとともに、NITEメルマガジン（メルマガ）を利用した広報を実施。

公開日	内容（（）内は12/1 時点のインプレッション数）	アドレス
9.16	「ガスと暮らしの安心」運動 開始 (7.8千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1968253057856401791
9.22	ガス栓の接続に注意 (9千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1970100105668886992
9.29	飲食店/食品工場向けガス機器使用时注意 * (5.6万)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1972643142416622067
10.6	「LPガス消費者保安月間」開始【LP】 (1.1万)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1975129076760559675
10.14	換気が必要 * (5.4万)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1978046216144609356
10.20	警報器の設置 * (4.8万)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1980198688095166697
10.27	質量販売【LP】 (9.4千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1982736239720869968
11.4	古いガス機器は交換しよう (7.2千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1985670605367361963
11.6	ガス保安功労者経済産業大臣表彰受賞者決定 (7.5千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1986370447152480533
11.10	ガスの種類に合ったガス機器を (7.2千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1987802846931345660
11.17	他工事対策 (8千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1990370948420362361
11.25	自主保安の取り組み (6.4千)	https://x.com/meti_NIPPON/status/1993259283451199714

※ 厚生労働省、農林水産省、観光庁、消防庁、消費者庁等にもリポストにより広報活動への協力を得た



SNS (X) を利用した広報例

2025. 10. 14 VOL.486
 -----P S マガジン (製品安全情報メールマガジン)-----
 製品安全についての情報をお届けします。(第2・4 火曜日発行)
 N I T E (ナイト) [独立行政法人製品評価技術基盤機構]
 製品安全センター



NITEと連携し、NITEメルマガに「ガスと暮らしの安心」運動を定期掲載

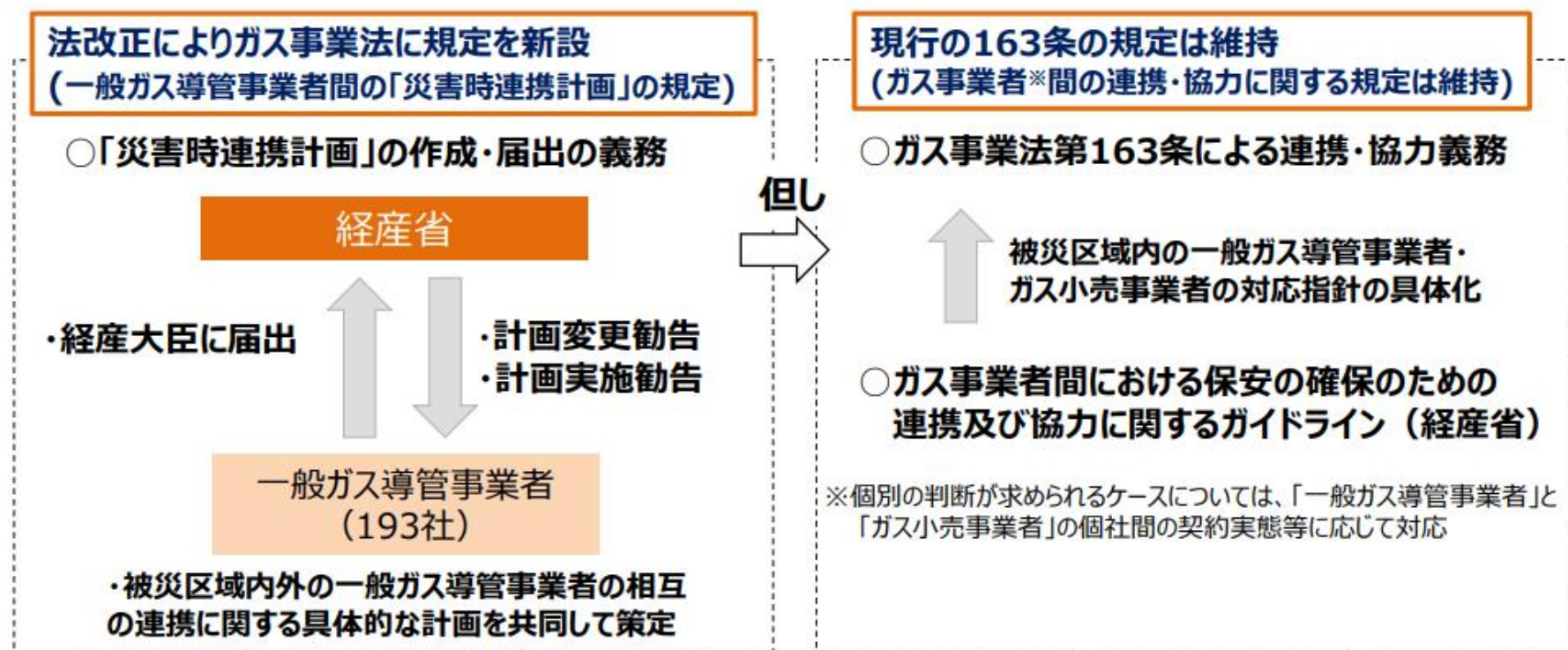
4. (3) アクションプランの見直しについて（災害対策）

- 今後、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模な地震の発生が危惧されており、その被害については、従来に比べて広範囲・他地域に及ぶことが想定されていることなどから、一般ガス導管事業者に対して、「災害時連携計画」を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設けたところ。
- これを受け、一般ガス導管事業者193者が共同で災害時連携計画を作成し、2022年9月に経済産業省へ届出が行われた。
- 今後、大規模な地震の発生時には災害時連携計画に基づいた活動が行われることから、こうしたガス安全高度化計画2030策定後の制度変更についても、今回の見直しのタイミングを捉まえガス安全高度化計画2030中に反映することとしてはどうか。

(参考) ガス事業法における災害時連携計画の制度化について

- 今後は南海トラフ巨大地震や首都直下型地震といった更なる大規模地震のリスクも懸念されるところ、電気事業法における「災害時連携計画」の規定も踏まえ、ガス事業法においても、一般ガス導管事業者に対して、「災害時連携計画」を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設ける。
- なお、「災害時連携計画」についての規定を新たに設けるが、第163条とガイドラインに基づく、ガス事業者※間の連携・協力についての現行の規定は維持することとする。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」



(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）（抜粋）

4. 災害対策のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■地震対策		
○設備対策	・低圧本支管の耐震性向上	事業者
	・他省庁と連携した、耐震化工事進捗 向上に資する規制 の合理化の検討	国、事業者
○緊急対策	・地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施	国、事業者
	・新たな緊急停止基準の確実な運用	事業者
	・マイコンメーター感震遮断の適正化に資する技術検討	事業者
	・津波対策として、製造所作業員の安全を確保するため、これまでの避難訓練や保安教育を継続	事業者
○復旧対策	・事業者間の連携強化と迅速な復旧見通し検討に向けた演習の実施	事業者
	・復旧関連システムの更新と訓練の実施	事業者
	・情報発信訓練の実施	事業者
	・復旧作業の合理化検討	国、事業者
○共通	・防災訓練の実施	事業者
	・新たな知見の収集と対策への反映	国、事業者
■台風・豪雨対策		
○台風・豪雨対策	・情報連絡訓練を通じた台風・豪雨対応力の強化	事業者
	・ハザードマップ活用によるガス工作物の所在の再確認、把握	事業者
■災害・事故対策		
○災害・事故対策	・臨時製造訓練の実施	事業者

4. (3) アクションプランの見直しについて（共通項目）（1 / 2）

- ・ 保安人材の育成における取組については、ベストプラクティスの共有として経済産業省では、ガス小売事業者による自主保安*¹活動の取組状況をウェブサイト*²で公表している。これは、ベストプラクティスの共有が図れるとともに、消費者がガス小売事業者の自主保安活動を認識するきっかけとなり、ガス小売事業者を選択する際の参考とすることを目的としたもの。
- ・ また、供給段階における自社工事事故に対しては、ガス事業者自らが改善・努力を重ねることが重要であり、自社工事に係る保安教育の徹底やベストプラクティスの共有などの対策を継続し、見直しを積み重ねることで事故を防止する取組を進めているところ。
- ・ こうした取組をより一層強化する観点から、ガス保安功労者経済産業大臣表彰制度等の機会を活用し、表彰受賞者の優良事例（ベストプラクティス）等を共有することにより、更なる情報発信内容の充実及びベストプラクティスの横展開を促進する取組を新たに行うこととしてはどうか。

*¹ 法令で定められたガス機器に関する周知及び調査に加えて、ガス会社が独自に行うガスを安全にお使いいただくための取組

*² https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/anzen_torikumi/file_jisyuhoan/jisyuhoan.html

4. (3) アクションプランの見直しについて（共通項目）（2 / 2）

- ・ スマート保安の推進については、「スマート保安官民協議会」の下に設置された「ガス安全部会」において「ガス分野におけるスマート保安のアクションプラン」が策定され、当該アクションプランに基づき取組を実施する旨を（ガス安全高度化計画2030の）アクションプランに位置付けている。
 - ・ これに加え、ガス安全高度化計画2030策定後、スマート保安を推進する観点から、
 - ・ テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者について、安全確保を前提にその保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査を合理化する制度（認定高度保安実施事業者制度）の創設
 - ・ 今後増加が見込まれる新たな技術について機動的に対応するため、仕様規定で定める技術以外の技術を対象に、安全性等に関する審査を行った上で使用を認める制度（大臣特認制度）の創設
- といった更なる制度的措置を講じたところ。
- ・ こうした制度も活用しつつ、「ガス分野におけるスマート保安のアクションプラン」に基づくスマート保安導入に向けた取組をより一層推進していく旨を今回の見直しのタイミングを捉まえガス安全高度化計画2030中に反映することとしてはどうか。

(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画（アクションプラン）（抜粋）

5. 共通項目のアクションプラン

	対 策	具体的な実施項目	実施主体
55	○保安人材の育成	・保安を担う国家資格制度の維持・改善	国
56		・国家資格を基盤とした、全段階における、人材 育成の維持・改善	事業者
57	○需要家に対する安全教育・啓発	・ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	国、事業者
58	○事故情報の活用・公開	・事故分析の高度化に向けた改善	国、事業者
59		・情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	国、事業者
60	○水素インフラの動向把握	・水素インフラの今後の動向の把握	国、事業者
61	○サイバーセキュリティ対策	・製造・供給に係る監視・制御系システムのサイバーセキュリティ教育・訓練の実施	事業者
62		・新たな監視・制御系システム導入に伴うサイバーセキュリティリスク等への対応	事業者
63	○スマート保安の活用	・スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進【スマート保安】	国、事業者、関係者等

參考資料

(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画 (アクションプラン)

(1/3)

1. 製造段階のアクションプラン

	対 策	具体的な実施項目	実施主体
	■ 設備対策		
1	○ 高経年設備対応	・規定に沿った検査を実施することにより引き続き対応を実施	事業者、製造者
	■ 保安教育		
2	○ 特定製造所での供給支障対策	・作業ミス低減のための教育・訓練	事業者

2. 供給段階のアクションプラン

	対 策	具体的な実施項目	実施主体
	■ 他工事事故対策		
3	○ 共通対策	・他工事事故対策等に係る他省庁との連携	国
4		・他省庁と連携した啓発活動の強化（法令に基づく届出等を通じた啓発活動）【新規】	国、事業者
5		・ガス管照会サイトによる事前照会の促進【新規】	事業者
6		・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者
7		・他インフラ事業者等との連携【スマート保安】	国、事業者
8	○ 需要家敷地内対策	・動画等のツールを活用した他工事事業者、建物管理者等への周知活動の拡大	事業者
9	○ 道路対策	・動画等の周知ツールを活用した作業員レベルへの周知・教育の徹底	事業者
10		・防護協定の締結	事業者
	■ 自社工事事故対策		
11	○ 自社工事事故対策	・自社工事に係る教育の徹底	事業者
12		・ノウハウ集等の作成による自社工事に係るベストプラクティスの共有	事業者
13		・着火リスクを考慮した動画等による作業教育の徹底【新規】	事業者
14		・人身事故防止のための遵守事項徹底状況の確認【新規】	事業者
15		・事故防止支援ツールの体系的な整理と有効なツールの活用・定着【新規】	事業者
16		・新たな人身事故事例にもとづく、より効果的な取組みの検討【新規】	事業者
	■ 経年管対策		
17	○ 本支管対策	・（要対策ねずみ鋳鉄管）個別事情により残存する路線に対し、優先順位付けに基づいた対策計画を策定し、対策を推進	事業者
18		・（維持管理ねずみ鋳鉄管）対策実施に係る優先順位付けを行い、2025年度までに完了する計画で対策を進める	事業者
19		・（腐食劣化対策管）「本支管維持管理対策ガイドライン」に基づく優先順位付けを行い、維持管理対策を推進	事業者
20		・技術開発成果の活用	事業者
21		・他省庁と連携した、工事進捗向上に資する規制の合理化	国、事業者

(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画 (アクションプラン)

(2/3)

2. 供給段階のアクションプラン

	対 策	具体的な実施項目	実施主体
	■ 経年管対策		
22	○ 灯外内管対策	・ (保安上重要な建物) 「供内管腐食対策ガイドライン」の活用等による対策の推進	事業者
23		・ (保安上重要な建物以外) 業務機会を捉えた周知等による対策の推進	事業者
24		・ 技術開発成果の活用	事業者

3. 消費段階のアクションプラン

	対 策	具体的な実施項目	実施主体
	■ 機器・設備対策		
25	○ 安全型機器・設備の更なる普及拡大	・ 安全型ガス機器 (S i センサー・コンロ等) の普及	事業者、製造者、需要家
26		・ 安全性の高いガス栓・接続具の普及	事業者、製造者、需要家
27		・ 警報器の普及	事業者、製造者、需要家
28		・ 高齢化社会への対応を含めた全需要家に対する安全技術の追求の検討【新規】【スマート保安】	国、事業者、製造者、需要家
29	○ 業務用機器・設備の安全性向上	・ CO中毒事故を防止するガス厨房安全システムの高度化検討	国、事業者、製造者、需要家
30		・ 業務用レンジ (オープン部) への立ち消え安全装置搭載普及促進検討【新規】	国、事業者、製造者、需要家
31		・ 立ち消え安全装置搭載業務用厨房機器の普及	事業者、製造者、需要家
	■ 周知・啓発		
32	○ 家庭用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・ 非安全型機器・経年設備の取替のすすめ	国、事業者
33		・ 機器使用時の換気励行のお願い	国、事業者
34	○ 業務用需要家に対する安全意識の向上のための周知・啓発	・ 消費機器・給排気設備のメンテナンスのお願い	国、事業者
35		・ 換気の励行のお願い	国、事業者
36		・ 警報器の設置のすすめ、警報器作動時の対応	国、事業者
37	○ 関係事業者の安全意識向上のための周知・啓発	・ (主に給排気設備の) 設備設計・工事に関する指導	国
38		・ (建物塗装養生時等の) 注意事項に関する周知・啓発	国、事業者
	■ その他		
39	○ 自主保安の取り組み公表促進	・ 小売事業者の自主保安の取り組み公表【新規】	国、事業者

(参考) 安全高度化目標の達成に向けた実行計画 (アクションプラン)

(3/3)

4. 災害対策のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
■地震対策		
○設備対策	・低圧本支管の耐震性向上	事業者
	・他省庁と連携した、耐震化工事進捗 向上に資する規制 の合理化の検討	国、事業者
○緊急対策	・地震時緊急対応システムの更新と訓練の実施	国、事業者
	・新たな緊急停止基準の確実な運用	事業者
	・マイコンメーター感震遮断の適正化に資する技術検討	事業者
	・津波対策として、製造所作業員の安全を確保するため、これまでの避難訓練や保安教育を継続	事業者
○復旧対策	・事業者間の連携強化と迅速な復旧見直し検討に向けた演習の実施	事業者
	・復旧関連システムの更新と訓練の実施	事業者
	・情報発信訓練の実施	事業者
	・復旧作業の合理化検討	国、事業者
○共通	・防災訓練の実施	事業者
	・新たな知見の収集と対策への反映	国、事業者
■台風・豪雨対策		
○台風・豪雨対策	・情報連絡訓練を通じた台風・豪雨対応力の強化	事業者
	・ハザードマップ活用によるガス工作物の所在の再確認、把握	事業者
■災害・事故対策		
○災害・事故対策	・臨時製造訓練の実施	事業者

5. 共通項目のアクションプラン

対 策	具体的な実施項目	実施主体
○保安人材の育成	・保安を担う国家資格制度の維持・改善	国
	・国家資格を基盤とした、全段階における、人材 育成の維持・改善	事業者
○需要家に対する安全教育・啓発	・ガスの取り扱いや換気の必要性等に関する基本情報の継続発信	国、事業者
○事故情報の活用・公開	・事故分析の高度化に向けた改善	国、事業者
	・情報公開・提供の仕組みに関する絶えざる改善	国、事業者
○水素インフラの動向把握	・水素インフラの今後の動向の把握	国、事業者
○サイバーセキュリティ対策	・製造・供給に係る監視・制御系システムのサイバーセキュリティ教育・訓練の実施	事業者
	・新たな監視・制御系システム導入に伴うサイバーセキュリティリスク等への対応	事業者
○スマート保安の活用	・スマート保安官民協議会で定めたスマート保安アクションプランの推進【スマート保安】	国、事業者、関係者等